

碧南市地域水田農業ビジョン

平成19年4月

碧南市地域水田農業推進協議会

目 次

はじめに	1
1 地域農業の特性	1
2 水田農業の現況と課題	1
水田農業のあるべき姿（作物振興及び水田利用の将来方向）	3
1 作物振興	3
2 水田利用	5
3 作物販売	5
4 担い手の育成と将来方向	5
具体的な目標	7
1 作物作付け及びその販売の目標	7
2 担い手の明確化	7
地域水田農業ビジョン実現のために	9
1 産地づくり交付金及び稲作所得構造改革促進交付金等の配分方法	9
2 その他事業の活用	10
3 推進及び進行管理の体制	11

はじめに

1 地域農業の特性

碧南市（以下「市」という。）は、愛知県のほぼ中央、名古屋市から40km圏内に位置し、北は油ヶ渚、東は矢作川、西・南は衣浦港と周囲を水に囲まれ、地形的には北部から中部にかけては洪積層の碧海大地、東部から南部にかけては台地と矢作川沖積層からなる平坦地である。

気候は最近5ヶ年における年平均気温が16.4と温暖で、年間降水量は1,183mmである。

農業では、これらの気候と地理的条件を背景に、農業振興地域の農地926haを基盤として、南部一帯は砂質土壌で露地野菜（にんじん、たまねぎ）を主体とし、野菜指定産地の指定を受け、県下でも有数の産地となっている。

北部は、水稻、小麦、大豆等の土地利用型作物や、水田転作による果樹（いちじく）が多く栽培されている。また、市内各地で施設園芸（トマト、キュウリ、ナス、切り花、観葉植物等）が行われ、畜産も南部の養豚団地を中心に盛んである。

さらに、土地基盤の整備（圃場整備率ほぼ100%）が進み、近代化施設の導入により、地域の特性を生かした営農が展開されている。また、平成10年4月にオープンした農業活性化センターあおいパークは都市・消費者との交流施設として、農畜産物の直売所や体験農園等が人気を呼び、県内各地から多くの方が訪れている。

2 水田農業の現況と課題

本市では早くから田畑転換を進め、また、イチジク栽培やキュウリ等の施設園芸に取り組むなど、水田における作物も水稻に限らず、意欲的な営農が展開されている。

水田面積の推移

単位：ha

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
水田面積	438	413	392	404

（愛知農林水産統計年報）

水稲を中心とした水田農業の現状をみると、担い手の面では、ＪＡあいち中央の営農部会を中心に農作業受委託等の利用集積により経営規模を拡大し、効率的な経営体が育ってきているが、若干の小規模な稲作農家や数多くの飯米農家が存在する。（作業受委託面積 秋作業 151ha）農地銀行という利用集積に必要な調整機能があるが、農作業受委託が多く、また、個々の担い手にまかせているため作業農地の連坦化が進んでいない。生産面では、米の生産調整規模が拡大するなかで、転作作物として麦、大豆が多く栽培され、その大部分が集団化・ブロックローテーション化され、ＪＡあいち中央の営農部会に集約されている。結果として、耕作不適地での作付けも一部で見られる。販売面においては、農家保有米が多く、農協を通じて出荷される米は生産量の60%程度にすぎない。といった特徴がみられる。

このような特徴がある本市水田農業が、平成16年度から本格的に行われている改革のなかで、水稲作を振興していくためには、担い手の連携強化や地域と一体となった地域営農体制を築き担い手を育成するとともに、低コスト化と売れる米づくりを推進し、地元消費の拡大を図らなければならない。

また、平成17年3月に閣議決定された、新たな「食料・農業・農村基本計画」では、価格政策から所得政策への転換が明記され、これまでの全農家を対象にした品目毎の価格に着目して講じられてきた対策を、担い手に対象を絞り、経営全体に着目した対策に転換されることが示されている。このことから、施作の対象となる意欲と能力ある担い手を認定農業者へと誘導し、需要に応じた生産を的確に実施しなければならない。

さらに、根強くある飯米稲作農家の保有米保持の意向については、そうした枠組みのなかで解決されなければならない。

また、水稲作以外の小麦、大豆については適地適作を推進するとともに、碧南市の水田に適した作物の導入についても検討していく必要がある。

こうした取組みのなかで、地域の水田を保全し、その多面的機能を地域づくりのなかに活かすことが重要である。

水田農業のあるべき姿（作物振興及び水田利用の将来方向）

水田農業の中心は、当面水稲、麦、大豆とし、品質の確保も含めた農業生産の効率化を図るため、排水が良く、それぞれの作物にとって生産条件が良好な水田での作付けを前提に団地の再構築が必要となる。また、水稲については、栽培管理の統一による品質の向上や生産コストの低減を一層進めることから、品種別・作期別にまとまった生産団地の形成も必要となる。

1 作物振興

適地適作を原則に、作付け体系を確立することにより、消費者・実需者に支持される水田作を推進する。

（１）水稲 「良質」「安全・安心」「低コスト」「高付加価値」な売れる米づくりを進める。

「良質」

消費者や実需者の評価を踏まえ「コシヒカリ」「あいちのかおりSBL」を中心に集荷率の向上とロットの確保を図る。栽培面では、施肥改善と基本技術の励行により品質改善を進め、集荷された米は自主検査や品質分析を行い、品質の高位平準化を進める。また、共同乾燥施設においては、用途や品質に応じた区分管理及び農協系統の自主規格を踏まえた乾燥調整により品質向上と均質化を徹底する。

「安全・安心」

共同乾燥施設に荷受する米の特性を踏まえつつ、計画的な種子更新と栽培ごよみに基づく統一した栽培管理と生産履歴の記帳を行うとともに、流通の各段階を通じたトレーサビリティシステムの確立を図る。また、減化学肥料栽培等により環境に優しい米づくりを推進する。

「低コスト」

米の消費量の減退が今後も見込まれる中、価格競争力を強化し、経営を確立していくためにはコストの低減が急務となってくる。このため、農地の利用集積による経営規模の拡大を図るとともに、品種別及び作期別の集団化に努め、大型農業機械及び共同利用施設の効率的利用を進める。また、栽培面では、育苗が不要で大幅な労働時間の短縮とコスト低減等が可能な不耕起V溝直播栽培の導入拡大を進め団地化し省力低コスト生産を進める。

「高付加価値」

有機栽培や減農薬、減化学肥料等の環境保全型の高付加価値米の生産を育成する。

(2) 麦 「高品質麦の安定生産と低コスト化」「安全・安心」な麦の生産 「高品質麦の安定生産と低コスト化」

特定の品種に作付が集中すると、適期播種、適期収穫の妨げとなるので、作期分散のできる優良な品種を計画的に導入するとともに、計画的な種子更新を図り品質の向上を目指す。団地化及びブロックローテーションの下で、立枯病、湿害、雑草害を回避し、安定した収量を確保するため、施肥体系の改善や排水対策の徹底等必要な技術を励行する。また、奨励品種の決定や品質向上に実需者の声が反映されるよう実需者サイドとの情報交換を密にし、連携の強化を図る。

「安全・安心」

生産者による生産工程管理、生産履歴の記帳の徹底をする。特に、例年発生しやすい赤かび病は、そのかび毒が消費者の健康に影響を与える恐れがあるので、防除を徹底する。

(3) 大豆 「高品質大豆の安定生産」「安全・安心」な大豆の生産 「高品質大豆の安定生産」

計画的な種子更新を図り品質の向上を目指す。施肥体系の改善や、排水対策の徹底により高い単収を目指すと同時に、団地化及びブロックローテーションの下で、立枯病、湿害、雑草害を回避し、病虫害発生予察に基づく適切な病虫害防除を実施することで生産の安定を図る。また、奨励品種の決定や品質向上に実需者の声が反映されるよう実需者サイドとの情報交換を密にし、連携の強化を図る。

「安全・安心」

生産者による生産工程管理、生産履歴の記帳の徹底をする。また、地元産の安全性をアピールし、加工業者と連携し需要の拡大を図る。

(4) その他(いちじく等)

麦・大豆に限らず、いちじく等の果樹や水稻作との輪環作付けができるたまねぎ等の野菜作付けなど、圃場条件を検討するなかでより安定的な収益が確保

できる作物栽培を育成する。

2 水田利用

(1) 利用方法

地域合意による作付けの団地化と水稲・麦・大豆等を組合わせたブロックローテーションを基本とする。

また、麦・大豆作に利用する場合は、品質の確保も含めた農業生産の最効率化を図るため、排水が良く、区画形状が揃っているなどの生産条件が良好な水田での作付けを前提に団地の再構築に努めることとする。

(2) 優良な水田の確保

優良な水田については、その多面的機能にも配慮しながら無秩序な開発等が行われないよう、長期的に確保・保全を図っていくこととする。

また、水田農業の一層のコスト低減や作業効率の向上を図るため、地域の特性を考慮しつつ、多様な手法によるほ場の大区画化や汎用化を推進する。

3 作物販売

名古屋という大消費地が近くにあり、また、水田そのものの面積が少ない本市の状況から、農家と消費者・実需者の距離が近く、水田農業の基幹作物である米・麦・大豆については、県内における販売を基本とし、地域内消費の拡大を推進する。

販売に当たっては、多様なルートがあるなかで、品質、価格、ロットなど消費者や実需者が求める条件に的確に対応していくことが求められている。

大口ロットを安定的に販売する農協系統による共同販売の体制を強化するとともに、有機栽培などにより高付加価値をねらうもの、身近な地産地消に焦点を当てて販売を行うもの等については直売や契約栽培に基づく販売等を推進する。なお、学校給食へ食材として供給することは、食農教育や地産地消を推進する上で大きな効果があり、関係機関と連携を図り積極的に取り組むこととする。

4 担い手の育成と将来方向

(1) 担い手の育成・確保

本市における水稲作を主要な経営基盤とする、農用地の効率的かつ総合的な利用を目指す農業経営基盤強化促進法第12条による認定農業者を担い手と位置付け、JAあいち中央の営農部会を中心に様々な支援をし、協業化等体質の強化に努める。また、農業経営者としての意識の高揚、新規就農者の受け皿、社会的な信頼度が増すという利点もある法人化の取組みを推進していくこととする。

なお、ブロックローテーションによる麦・大豆等水稲以外の作付けは、JAあいち中央営農部会（碧南）が受託する。

（2）目標とする担い手の姿

経営モデルの類型としては、本市を拠点とするJAあいち中央営農部会員による協業化・法人化された地域営農組織及び農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想における効率的かつ安定的な農業経営の基本指標に定める経営体（家族経営体 水田32ha）とする。

設定に当たっての前提条件は、次のとおりである。

水田農業経営を基本として他産業並の所得を確保する。

担い手への土地利用集積は、利用権設定によるものを基本とし、集団化を進める。

経営費に占める割合が高い高性能な農業機械の効率的利用により機械費を削減する。

（3）担い手への土地利用集積

低コスト化を図るためには、担い手に面的にまとまりのある利用集積を推進することが重要であり、地域合意に基づき農地保有合理化事業等を積極的に活用するとともに、利用集積に関する情報の収集・整理及び農地の利用調整を円滑に進める。（目標集積率 50%（所有権、利用権））

また、利用集積に向けた情報の収集・整理を行なうため、農家の意向調査、農地基本台帳の利用集積関係情報の整理に努める。

（4）水田整備

作付け作物や地域特性に応じた関係農家合意の排水改良事業を推進する。

具体的な目標

1 作物作付け及びその販売の目標

水稻

平成19年				平成21年			
品 種	作付面積 (ha)	構成比 (%)	販売数量 (俵)	品 種	作付面積 (ha)	構成比 (%)	販売数量 (俵)
コシカ	235.6	73.1	8,541	コシカ	205.4	65.0	7,731
あさひの夢	12.8	4.0	1,044	あさひの夢	15.8	5.0	1,220
あいちのかおり	71.4	22.2	4,230	あいちのかおり	94.8	30.0	7,323
その他	2.1	0.7	0	その他	0	—	0
計	321.9	100.0	13,815	計	316.0	100.0	16,274

小麦

平成19年				平成21年			
品 種	作付面積 (ha)	構成比 (%)	販売数量 (俵)	品 種	作付面積 (ha)	構成比 (%)	販売数量 (俵)
農林61号	94.1	90.0	5,787	農林61号	112.5	90.0	5,494
ワイド仔	10.4	10.0	773	ワイド仔	12.5	10.0	635
計	104.5	100.0	6,560	計	125.0	100.0	6,129

大豆

平成19年				平成21年			
品 種	作付面積 (ha)	構成比 (%)	販売数量 (俵)	品 種	作付面積 (ha)	構成比 (%)	販売数量 (俵)
ワカ	93.9	100.0	1,768	ワカ	80.0	100.0	1,506
計	93.9	100.0	1,768	計	80.0	100.0	1,506

2 担い手の明確化

水田農業の担い手は、本市を拠点とするJAあいち中央営農部会員、協業化された地域営農組織及び水稻作を主要な経営基盤とする認定農家とする。

担い手リスト
《リストは省略》

地域水田ビジョン実現のために

1 産地づくり交付金及び稲作所得構造改革促進交付金等の配分方法

(1) 基本的な考え方

産地づくり交付金は、担い手の育成と水田農業構造改革のための交付を基本とする。また、同時に水稲、麦、大豆の計画的生産実現のために交付金を使用する。

しかしながら今後、「農業者・農業者団体が主役となるシステム」へ移行し、地域において売れる米づくりを展開していくなかで、地権者からの了解が得られず、ブロックローテーションを維持することが困難となり、さらには、耕作放棄地の増大にも繋がる恐れがある。その対応策として、担い手が使用収益権を持つ農地のみでブロックローテーションが組めるようにすることで、水稲、麦、大豆の計画的生産が容易となり、他の地権者への負担を軽減し、売れる米づくりを優位に展開することができる。また、面的にまとまりのある集積をすることで、担い手の規模拡大が進み、さらには育成にもなる。そのためには、本地域の担い手と位置づけている水稲、麦、大豆の計画的生産を実施する「JAあいち中央営農部会員への集積が急務となり、産地づくり交付金を活用して、「農業者・農業者団体が主役となるシステム」への対応策とするとともに、稲作構造改革促進交付金を活用して生産調整の適切な実施を図る。

(2) 具体的な配分方法

産地づくり交付金及び産地づくり特別加算事業

ア 碧南市内の水田において、担い手との間で結ばれる利用権設定に対し、担い手への集積奨励として15,000円/10aを地権者に交付する。

アの助成要件

担い手は、碧南市に拠点を置く「JAあいち中央営農部会員のみ（2 担い手リスト参照）」とする。

3年以上の新規利用権設定のみとする。

生産調整実施者で集荷円滑化対策拠出者のみとする。

イ 集団内の対象水田に担い手が麦又は大豆を作付した場合、地権者に基本額として10,000円/10aを交付する。

ウ 集団内の対象水田に担い手が麦又は大豆を作付した場合、加算額

として、地権者に 22,000 円 / 10 a、担い手に 10,000 円 / 10 a を交付する。

イ、ウの助成要件

生産調整実施者で集荷円滑化対策拠出者のみとする。

エ 集団内の対象水田に担い手が麦及び大豆を作付した場合、水田の高度利用奨励として 1,000 円 / 10 a を担い手に交付する。

(10 a 当たり)

	地 権 者	担 い 手
ア 利用集積	15,000円	0円
イ 基本額	10,000円	0円
ウ 加算額	22,000円	10,000円
エ 高度利用	0円	1,000円

- 1 交付金の交付の順序は、上記ア、イ、ウとし、アの予定額とイの配分後、ウの配分金額が不足した場合は、下記の方法によりウの単価を調整し交付する。

地権者

調整後の単価 = (「転作作物作付助成 (限定なし)」 + 「転作作物作付助成 (担い手限定)」 - 転作作物作付助成 (限定なし) の基本額) × 70% / 助成対象水田面積合計

担い手

調整後の単価 = (「転作作物作付助成 (限定なし)」 + 「転作作物作付助成 (担い手限定)」 - 転作作物作付助成 (限定なし) の基本額) × 30% / 助成対象水田面積合計

「転作作物作付助成 (担い手限定)」には高度利用助成の活用額は含まない。

- 2 上記配分方法により計算した結果、円未満の端数が生じたときはこれを切捨てるものとする。
- 3 他地域の水田農業ビジョンに記載された担い手は、当地域水田農業ビジョンの担い手に準ずる取扱いとする。
- 4 エの交付金の交付にあたっては、産地づくり特別加算事業費を活用し、

配分金額が不足した場合は、下記の方法により単価を調整し交付する。

調整後の単価 = 調整前の単価 × (当初の助成水準の設定の際に推定した面積 / 営農計画書による申請面積)

稲作構造改革促進交付金

ア 米価が下落した際に、品目横断的経営安定対策に加入していない地権者に対して 2,500 円 / 10 a を交付する。

アの助成要件

生産調整実施者で集荷円滑化対策拠出者のみとする。

作付確定面積の範囲内で主食用水稻の作付けを行った水田とする。

- 1 減収幅が助成額を下回る場合、助成の上限は減収幅の 9 割とする。
- 2 配分金額が不足した場合は、下記の方法によりアの単価を調整し交付する。

調整後の単価 = 調整前の単価 × (当初の助成水準の設定の際に推定した面積 / 営農計画書による申請面積)

2 その他事業の活用

産地づくり対策とともに水田農業のあるべき姿の実現に向けて、品目横断的経営安定対策、耕畜連携水田活用事業、集荷円滑化対策、出荷対策としての地域とも補償等の活用の推進を図る。

3 推進及び進行管理の体制

本市水田農業のあるべき姿の実現に向けて、関係者の意思統一を図るとともに、あるべき姿への進捗状況等を点検し、それを踏まえて、関係者、関係機関がより効果的・効率的に事業を推進できるよう、碧南市地域水田農業推進協議会を設置する。

その構成は、碧南市農業委員会、JA あいち中央及び同営農部会、碧南市土地改良区等とする。